

# 重大災害撲滅へ

## 石炭各社、保安対策特別月間を設定

### 現場から保安要求を

三菱南大夕張礦の災害状況の調査に当たった炭労調査団は、入坑調査や聞き取り調査の結果をまとめ、中間的な概況として報告しました。一方、通産省の事故調査委員会は事故原因についての見解をまとめ、同省に提出しました。

### ガス突出の跡なし 爆発現場は八片区域か

炭労調査団の中間報告は、要旨次のように指摘しています。特徴的な状況として、①坑道そのものには大きな損傷はなかった。②ガス突出の形跡もない……とした上で、箇所によっては焦げた跡が見られ、「かなり高温の熱風が走った」としています。

炭労調査団は「八片連坑道北密閉付近で炭車八車が脱線、最後尾の炭車は奥から圧風があったと思われる状態で裂けていた。12座、13座ガス抜きボーリング座付近から、風が南北に吹き分けられたようにそれぞれ炭塵が枠や鉄管の……」

### ボーリング孔から ガスが噴出・爆発

事故調査委員が見解  
通産省の三菱大夕張礦事故調査



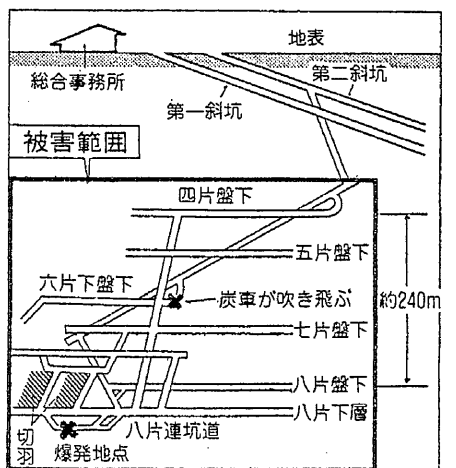
有明鉱の点検では、盤ぶくれのためにBCのローラーが枠に当たっているなどの危険な状態が指摘された。



発行所  
三池炭鉱労働組合  
大牟田市入船町1番地  
電話(53)3033-4  
編集兼人 杉本 一男  
発行 半年間 1,200円 送料共  
振替口座番号  
労金大牟田  
0968946-005

公判のお知らせ  
119 三池大災害裁判公判  
七月二十九日午後一時から、福岡地方裁判所。(58回)  
9.28 坑内火災裁判公判  
十月三日午前十一時から、福岡地方裁判所。(48回)

三菱南大夕張礦業所の事故現場略図



### 石炭各社提起の 「重大災害撲滅対策」 炭労が具体的に対応

会社側の提起は、①六月三日を炭労としての保安確保の取り組み特別保安日とする、②六月を「重」については、一〇八回定期大会「重大災害撲滅基盤確立月間」とする、(七月九・十日)に特別議題として「一月間」終了後、技術調査団を全山に派遣し検証する、④基盤確立を「ま」長期かつ具体的に保安対策を実施する、などです。

### 主張

三菱南大夕張の大災害から一月が過ぎました。災害発生は同じ三菱の高近も起っています。なぜこのように災害が起るのか、悲劇は繰り返されません。理由が放置されたか、不徹底だったか、一年半の間に大災害が三回も起り、その間に三池炭退避などの不備による複合的な要素が加わって大災害となつたにないか、事故が、この最悪な事態に陥るに至るまで、ガス抜きを事前にキヤッチ

### 災害を撲滅する 抜本的な対策を

最大の原因は、防げることができたのです。機器いすれも初歩的な保安対策が無く、手抜きされたり、視察されたり、手抜きされたりしていることにあります。有明鉱災害の場合はベルトコンベアの管理であり、高島礦と南大夕張礦の場合はガスの管

### 会社は誠意を示せ

今こそ原告団は一致した行動を「和解の席につく」を裁判所に回答

一月二十一日福岡地裁の谷水裁判長から原告、被告双方に、和解の意思の有無についての打診があった問題で、二回にわたって裁判所への回答を延ばして原告団内部の十分な討議をすすめ、四月二十一日原告団の臨時総会での原告団の意思は、大勢として「和解の席につく」

石炭協会が設定した「重大災害撲滅基盤強化月間」も必要ですが、年間、日々を通じて一つの事故、災害も起さなないための抜本的な保安対策こそ緊急に求められています。まず災害、事故の予防が必要で、そのためには必要人員の配置、機器だけに頼らない二重チェック、機器と坑道全般の管理強化、監督官の増員と常駐、安全な深部採掘のための技術研究と開発、などを実現しなければなりません。これは石炭資本だけで実現するのは困難であり、石炭産業に対する国の施策として、エネルギー政策の中で確実に位置づけられなければならない。

### 地底

五月と炎夏の七月にはさまれたこの月は、太平洋側の高気圧が次第に発達し、日本列島に沿って気圧の谷が

五月と炎夏の七月にはさまれたこの月は、太平洋側の高気圧が次第に発達し、日本列島に沿って気圧の谷が

五月と炎夏の七月にはさまれたこの月は、太平洋側の高気圧が次第に発達し、日本列島に沿って気圧の谷が